

議案第 8 号

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
那須烏山市条例第 号

那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年3月那須烏山市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>2 前項の規定により課税を免除する期間は、当該免除の対象となる固定資産を事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年とする。</p>	<p>(課税免除)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、平成29年9月29日から<u>令和7年3月31日</u>までの期間内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>2 前項の規定により課税を免除する期間は、当該免除の対象となる固定資産を事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。